

消防計画って何？（防火管理編）

防火管理者の行う業務で、防火管理に係る消防計画の作成・届出は特に重要なものです。

それは、建物で火災が発生しないように、また、万一火災が発生した場合に被害を最小限にするため、業務形態などを踏まえ、実効性のある計画をあらかじめ定め、建物を使用する全員に実行させるものです。



消防計画にはどんな項目が必要なの？



1 自衛消防隊の組織

災害発生時の行動要領などを対策し、万一の場合に適切に対応をとれるようにします。

2 火災予防上の自主検査

火災等の予防のため、防火管理者等が自主点検・検査を行います。

3 消防用設備等の点検・整備

設備等の法定点検や自主点検について定めます。

4 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段等の避難施設を管理し、避難障害となる物品などは除去します。

5 防火上の構造の維持管理

防火戸、防火シャッターなどの設備が、有効に機能するか管理します。



6 収容人員の適正管理

用途、規模に応じ、収容人員を適正に管理します。

7 防火管理上の教育

防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、計画的に従業員などに教育します。

8 収容人員の適正管理

用途、規模に応じ、収容人員を適正に管理します。

9 自衛消防訓練の定期的な実施

火災、地震その他の災害対し、効果的に自衛消防活動を行うため、消火、避難、通報訓練を定期的に実施します。

10 消防機関との連絡等

消防法に定める各種届出を適切に行います。届出は、防火管理者の選解任や消防計画の作成変更などがあります。

11 増築、改築や移転等の工事中の対策

工事を行う際の安全対策です。工事中の消防計画の届出や工事人に遵守させる安全対策を定めます。

12 火気の使用または取扱いの監督

建物の規模や業態を考慮し、出火危険を把握したうえで、火元責任者等を組織し、出火防止業務や対策を定めます。

13 防火管理上の教育

防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、計画的に従業員などに教育します。



★追加項目～さらに実効的な消防計画を作成するために～

- 「放火防止対策」 可燃物を放置しないなど、人が出入りしない場所を重点とし対策をします。
- 「営業時間外の体制」 通常の体制とは異なるため、別に計画を定めます。
- 「その他防火管理上必要な事項」 営業形態、建物の性状を考慮し、対策をします。

～クリック～
どのひな形を使ったら、
消防計画を作成しやすい？

消防計画って何？（防災管理編）

防災管理者は、敷地面積の大きな建物等に選任義務が生じ、義務が発生すれば、防火管理に関する消防計画に加え、**防災に関する消防計画**を作成する必要があります。

防火管理者と防災管理者は、有効な防火・防災管理体制を構築するため、同一の者が務めることとなり、火災だけでなく、地震やテロなども踏まえ、被害を最小限にするため、実効性のある計画をあらかじめを定め、建物を使用する全員に実行させるものです。



防火に関する消防計画に加えて次を計画します。

1 自衛消防組織の編成

有資格者を含む人員で組織し、初期消火や避難誘導、通報等を適切に対応できるようにします。

2 防災管理上必要な教育

防災管理者が実施担当者、実施時期を判断し、計画的に従業員などに教育します

3 防災管理上必要な訓練の実施

避難の訓練やその他防災管理上必要な訓練を定期的に実施します。

4 消防機関との連絡など

消防法に定める各種届出を適切に行います。届出は、防災管理者の選解任や消防計画の作成変更、自衛消防組織の設置変更などに関する届出があります。

5 地震やテロなどの発生時における対応

地震やテロなどの発生による被害の想定やその対策を定めます。

- 必要な設備や資器材の点検や整備
- 地震などの被害軽減のための自主点検
- 地震などの発生による家具や什器の転倒防止等の対策
- 地震などの発生時における通報、避難誘導、救出や救護
- その他被害を軽減するための対策

5 自衛消防組織の業務に関するこ

防災管理者は自衛消防組織の業務を消防計画にあらかじめ定めます。

- 関係機関への通報
- 建物を利用する人の避難誘導や被害軽減のために不要な業務を行うための要領
- 自衛消防組織の要因に対する教育や訓練
- その他業務に関し必要な事項

- 
- 防災計画は、防火管理に関する計画に加え、地震やテロなどに対する対策等を定める必要があります。
 - 大規模地震などが発生した場合、消防の対応力を超えた大きな被害が生じる可能性があります。そのため、大きな事業所の自衛消防能力を高め、被害を最小限に食い止めようという制度です。

～クリック～
どのひな形を使ったら、
消防計画を作成しやすい？